

申請先: 一般財団法人全国地域情報化推進協会 事務局

「団体内統合宛名機能を実装した製品」PF準拠確認チェックリスト

APPLIC 登録番号: K000330-0017 ★APPLICで記載

※ 赤字部分は、V2.10からV3.1の変更箇所を示す。

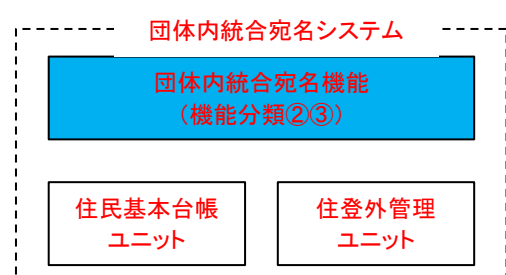
(1) 対象標準とバージョン

APPLIC-0002-2016
 ・自治体業務アプリケーションユニット標準仕様V3.1
 ・プラットフォーム通信標準仕様V3.1

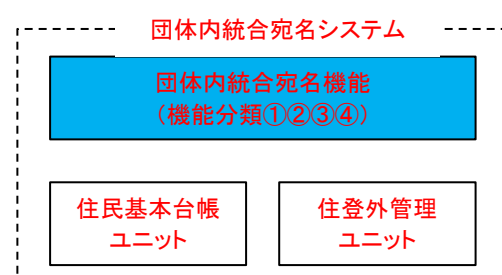
(2) PF準拠確認対象製品やシステムの情報と連絡先

- (a) 申請日(西暦年月日): 2019年1月25日
- (b) 申請区分(新規、修正、破棄): 修正
- (c) 申請者
 団体名: 株式会社 エイチ・アイ・ディ ★識別キー項目1
 団体のURL: <http://hid.dosanko.co.jp/index.html> (識別キー項目3つで
 APPLIC会員番号: ユニークになるように
 申請者が指定する)
- (d) 製品情報
 代表製品名: 団体内統合宛名システム ★識別キー項目2
 製品説明のURL: <http://hid.dosanko.co.jp/service/localgovernment/atenai.html>
 複数製品で構成する場合追記:
 複数製品で構成する場合追記:
 複数製品で構成する場合追記:
- 製品識別情報(バージョン等): Ver1.0 ★識別キー項目3
- リリース日(予定)(西暦年月日): 2016年4月1日
- 対応OS: Windows7,8,8.1,10
- (e) 構築パターン
 γ) 別途構築(全部機能)型

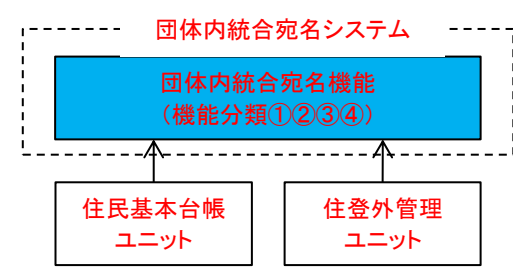
α) 追加構築(一部機能)型:



β) 追加構築(全部機能)型:



γ) 別途構築(全部機能)型:



α) 追加構築(一部機能)型、または、β) 追加構築(全部構築)型の場合、住民基本台帳ユニットおよび住登外管理ユニットに該当する代表的な自治体業務アプリケーションユニット製品を必ず記載(同一製品の場合は同一の製品名を記載)。
 なお、追記事項が有れば、備考欄に記入の事。

住民基本台帳ユニット:
 製品説明のURL:
 住登外管理ユニット:
 製品説明のURL:

備考:

(f) 製品のクラウドでの提供について

提供の有無: 構築実績あり&サービス提供中

参考となる情報(オプション): <http://www.dosanko.co.jp/hid/jichitai/atenai.html>

(3)PF準拠確認チェック項目(準拠ルール)							
◎:対応、○:制限事項(制限事項はシートの備考欄に記載あり) ↓ 製品形態に合わせて <u>いずれか一つ</u> の列に記入すること				α)	β)	γ)	
番号	要件	準拠ルール	必須/ 選択	製品・ システム 確認	製品・ システム 確認	製品・ システム 確認	APPLIC 確認欄
1	団体内統合宛名機能	地域情報プラットフォームの「団体内統合宛名機能」標準仕様に示される以下の機能を持つこと。 「1-1団体内統合宛名管理に関する機能」 「1-2符号取得に関する機能」 「1-3中間サーバーとの連携に関する機能」 「1-4既存システムとの連携に関する機能」 (自治体業務アプリケーションユニット標準仕様【1-14】2章を参照) α)追加構築(一部構築)型の場合は、「1-1団体内統合宛名管理に関する機能」「1-4既存システムとの連携に関する機能」を住民基本台帳ユニットおよび住登外管理ユニットにて実現すること。				◎	○
1-1	①団体内統合宛名管理に関する機能	団体内統合宛名管理に関する機能として、以下の機能を持つこと。 －団体内統合宛名番号付番機能 －宛名情報等管理機能 (自治体業務アプリケーションユニット標準仕様【1-14】の「機能一覧」を参照)	必須	※1		◎	
1-2	②符号取得に関する機能	符号取得に関する機能として、以下の機能を持つこと。 －符号取得要求機能 －符号取得状態確認機能 (自治体業務アプリケーションユニット標準仕様【1-14】の「機能一覧」を参照)	必須			◎	
1-3	③中間サーバーとの連携に関する機能	中間サーバーとの連携に関する機能として、以下の機能を持つこと。 －団体内統合宛名番号通知機能 －団体内統合宛名情報提供機能 －団体内統合宛名番号変更機能 －団体内統合宛名番号削除機能 (自治体業務アプリケーションユニット標準仕様【1-14】の「機能一覧」を参照)	必須			◎	
1-4	④既存システムとの連携に関する機能	既存システムとの連携に関する機能として、以下の機能を持つこと。 －既存システム連携機能 (自治体業務アプリケーションユニット標準仕様【1-14】の「機能一覧」を参照)	必須	※1		◎	
2	インタフェース						○
2-1	データ項目	(a)団体内統合宛名機能と中間サーバーとの間で、中間サーバー・ソフトウェアの「外部インターフェイス仕様書」等で規定されているデータ項目について、連携できること。	必須			◎	
		(b)団体内統合宛名機能は、住民基本台帳ユニットおよび住登外管理ユニットとの間で、標準仕様で規定されているデータ項目を扱えること。 (自治体業務アプリケーションユニット標準仕様【1-14】の「住民基本台帳ユニットおよび住登外管理ユニットとの連携」を参照)	必須			◎	
		(c)団体内統合宛名機能は、業務ユニットとの間で、標準仕様で規定されているデータ項目を扱えること。 (自治体業務アプリケーションユニット標準仕様【1-14】の「業務ユニットとの連携」を参照)	必須			◎	
3	通信仕様						○
3-1	通信機能	(a)団体内統合宛名機能と中間サーバー間の通信は、中間サーバー・ソフトウェアの「システム方式設計書」「外部インターフェイス仕様書」等で示される内容に準じていること。	必須			◎	
		(b)団体内統合宛名機能と住民基本台帳ユニットおよび住登外管理ユニット間の通信は、「プラットフォーム通信標準仕様」に準じていること。	必須 (※2)			◎	

※1: α)追加構築(一部機能)型の場合、①団体内統合宛名管理に関する機能、④既存システムとの連携に関する機能については、機能を分担する住民基本台帳ユニットおよび住登外管理ユニットにて実現されていることを前提に準拠確認のチェック対象外とする

※2: α)追加構築(一部機能)型またはβ)追加構築(全部機能)型の場合、本項目は対象外である

備考欄(前提条件や制限事項)

--